

2016年1月22日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—速報—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

中国人民銀行、 4 自由貿易試験区において 新たな外債借入モデルを試行へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は2016年1月22日、『全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通達』（以下『通達』という）を公布しました。上海・広東・天津・福建の4自由貿易試験区において、非金融企業（不動産企業等を除く）によるマクロプルーデンス管理モデルに基づくクロスボーダーの資金調達を開放します。

新モデルは、純資産額により算出される金額を上限に外債（人民元、外貨）を借り入れられる制度で、残高管理が適用されますが、調達資金のリスク因数によって残高に計上される金額が変わってきます。区内の非金融企業のほか、国内27の試行金融機関もこの新モデルの枠組みに沿った国外からの資金調達が可能になります。『通達』は、2016年1月25日より施行されます。

*

『通達』およびマクロプルーデンス管理モデルの詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』の続報にてご紹介いたします。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。